

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成26年
8月26日
(火曜日)

目次

○告示

漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意(団体指導室)……………一

土地収用法の規定に基づく事業の認定(監理課)……………一

○公告

大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)……………二

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………三

大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定による届出(三件)(商政課)……………三

大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取(六件)(商政課)……………六

大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取(六件)(商政課)……………六

肥料の登録の有効期間の更新(農業振興課)……………八

平成二十六年山口県家畜人工授精師養成講習会の開催(畜産振興課)……………八

公共測量の実施(監理課)……………九

開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………九

一般競争入札の実施(物品管理課)……………一〇

契約の締結(物品管理課)……………一一

○公安委公告

契約の締結……………一二



山口県告示第百八十八号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

平成二十六年八月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

蓋井島区域 下関区域	区 域	区 分
		法第百四条第二号に掲げる漁業 総トン数十トン以上の漁船により、まき網を使用して営む漁業及び総トン数十トン以上の漁船により、主としてはえ縄を使用してふぐをとることを目的とする漁業

山口県告示第百八十九号

土地収用法(昭和二十六年法律第百二十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成二十六年八月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 起業者の名称
周南市
- 二 事業の種類
周南市役所本庁舎整備事業
- 三 起業地
(一) 収用の部分
周南市岐山通二丁目、弥生町二丁目及び代々木通二丁目地内
(二) 使用の部分
なし
- 四 事業の認定をした理由
(一) 法第二十条第一号関係
周南市役所本庁舎整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第三条第三十一号に掲げる施設に関するものである。
(二) 法第二十条第二号関係
本件事業の起業者である周南市は、一般会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

(三) 法第二十条第三号関係

ア 本件事業の施行により得られる利益は、周南市の事務を円滑に処理するとともに防災の拠点となる庁舎を整備することにより、地域住民の利便性の向上及び安全の確保が図られることである。

イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設（以下「本件施設」という。）を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のために特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。

ウ 本件事業の起業地は、本件施設の利用者の利便性が高いこと等を条件として、三案について比較検討した上で選定されている。

エ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

(四) 法第二十条第四号関係

ア 本件事業は、周南市の事務を円滑に処理するとともに防災の拠点となる庁舎を整備することにより地域住民の利便性の向上及び安全の確保を図るため早急に実施されるべき事業である。

イ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。

ウ 以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであると認められる。

五 起業地を表示する図面の縦覧場所

周南市企画総務部庁舎建設課



(二八二) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十六年八月二十六日から同年十二月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業振興部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年八月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称)ドラッグコスモス小野田丸河内店
所在地 山陽小野田市大字丸河内一〇三二の五

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃
代表者の氏名

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十七年四月七日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、六九九平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数
六九台

(二) 駐輪場の収容台数
一七台

(三) 荷さばき施設の面積
六五平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量
一一立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
氏名 又は 名称 開店時刻 閉店時刻
株式会社コスモス薬品 午前一一時 午後一〇時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数
二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前零時から午後十二時まで
 八 届出年月日
 平成二十六年八月六日

(二八三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成二十六年八月二十六日から同年十二月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年八月二十六日
 山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 A I S T A 新山口
 所在地 山口市小郡下郷一三五七の一
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
 中国S C 開発株式会社 広島市南区松原町二番三七号 湊 和則

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	変更前 久本 和彦	変更後 湊 和則
---------------------------------	--------------	-------------

四 届出年月日

平成二十六年八月七日

五 変更年月日

平成二十六年六月二十四日

(二八四) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十六年八月二十六日から同年十二月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年八月二十六日
 山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク安岡ショッピングパーク
 所在地 下関市富任町一丁目四七四の六
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社安成工務店 下関市綾羅木新町三丁目七番一号 安成 信次

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社丸久	変更後 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社丸久
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時	午前八時
	午前八時から翌日の午前零時三〇分まで	午前七時三〇分から翌日の午前零時三〇分まで

四 届出年月日

平成二十六年八月二日

五 変更年月日

平成二十六年八月三日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク長府中土居店
 所在地 下関市長府中土居本町五九〇
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社NTT西日本アセット・プランニング 大阪市中央区今橋二丁目五番八号 永見 信之

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時 午前八時三〇分から午後二時一五分まで	午前八時 午前七時三〇分から午後二時一五分まで

四 届出年月日
平成二十六年八月二日
変更年月日
平成二十六年八月三日

(二八五) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十六年八月二十六日から同年十二月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
平成二十六年八月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク南浜店
所在地 宇部市南浜町二丁目八番四号
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 宇部マテリアルズ株式会社 宇部市大字小串一九八五
社 所 代表者の氏名 安部 研一
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時 午前八時三〇分から翌日の午前零時一五分まで	午前八時 午前七時三〇分から翌日の午前零時一五分まで

四 届出年月日
平成二十六年八月二日
五 変更年月日
平成二十六年八月三日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク恩田店
所在地 宇部市草江一丁目一番一号
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 株式会社丸久
三 変更に係る事項の概要
防府市大字江泊一九三六
所 代表者の氏名 田中 康男

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時 午前八時三〇分から翌日の午前零時二〇分まで	午前八時 午前七時三〇分から翌日の午前零時二〇分まで

四 届出年月日
平成二十六年八月二日
五 変更年月日
平成二十六年八月三日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク西岐波店
所在地 宇部市大字西岐波一五六一の三
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 株式会社丸久
三 変更に係る事項の概要
防府市大字江泊一九三六
所 代表者の氏名 田中 康男

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時 午前八時三〇分から翌日の午前零時一五分まで	午前八時 午前七時三〇分から翌日の午前零時一五分まで

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前九時	午前八時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時三〇分から翌日の午前零時一五分まで	午前七時三〇分から翌日の午前零時一五分まで

四 届出年月日
平成二十六年八月二日
変更年月日
平成二十六年八月三日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク琴芝店

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
所在地 宇部市西琴芝一丁目九一〇
名称 アルク琴芝店
住所 宇部市西琴芝一丁目九一〇
代表者の氏名 田中 康男

三 変更に係る事項の概要
株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	株式会社丸久	午前九時	午前八時
来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前八時三〇分から翌日の午前零時二〇分まで	午前七時三〇分から翌日の午前零時二〇分まで

四 届出年月日
平成二十六年八月二日
変更年月日
平成二十六年八月三日

(二八六) 大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十六年八月二十六日から同年十二月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業振

興部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年八月二十六日
山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク小野田店

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
所在地 山陽小野田市大字西高泊六四〇の一
名称 アルク小野田店
住所 山陽小野田市大字西高泊六四〇の一
代表者の氏名 田中 康男

三 変更に係る事項の概要
株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	変更前	変更後
来客が駐車場を利用することができる時間帯	株式会社丸久	午前九時	午前八時
		午前八時三〇分から午後二時二〇分まで	午前七時三〇分から午後二時二〇分まで

四 届出年月日
平成二十六年八月二日
変更年月日
平成二十六年八月三日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク港町店

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
所在地 山陽小野田市港町五八一〇の一
名称 アルク港町店
住所 山陽小野田市港町五八一〇の一
代表者の氏名 田中 康男

三 変更に係る事項の概要
株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	変更前	変更後
	株式会社丸久	午前九時	午前八時

来客が駐車場を利用することが
できる時間帯

午前八時三〇分から翌日の午
前零時一五分まで

午前七時三〇分から翌日の午
前零時一五分まで

四 届出年月日

平成二十六年八月二日

五 変更年月日

平成二十六年八月三日

(二八七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十六年三月二十八日山口県公告(八七)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十六年八月二十六日から同年九月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年八月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク山口店

所在地 山口市中央四丁目二八三五

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク大内店

所在地 山口市大内矢田九一〇の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二八八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十六年三月二十八日山口県公告(八八)に係る大規模小売店舗について次のとおり防

府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十六年八月二十六日から同年九月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年八月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク中関店

所在地 防府市大字田島一四九七の二

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク牟礼店

所在地 防府市大字江泊一九三六

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二八九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十六年三月二十八日山口県公告(八九)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十六年八月二十六日から同年九月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年八月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク今宿店

所在地 周南市新宿通五丁目二四

二 意見の概要

交通に係る事項及び騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク新南陽店

所在地 周南市大字富田二七六三

二 意見の概要

交通に係る事項及び騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク徳山中央店

所在地 周南市花島町一二七の一

二 意見の概要

交通に係る事項及び騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク慶万店

所在地 周南市慶万町一八三三の一

二 意見の概要

交通に係る事項及び騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク徳山東店

所在地 周南市松保町一七〇四の五

二 意見の概要

交通に係る事項及び騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

(二九〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十六年四月一日山口県公告(九八)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十六年八月二十六日から同年九月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年八月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 サンマート秋穂店

所在地 山口市秋穂東六七四六の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二九一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十六年四月一日山口県公告(九九)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十六年八月二十六日から同年九月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年八月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 サンマート華城店

所在地 防府市桑南二丁目六六三

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二九二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十六年四月一日山口県公告(一〇〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十六年八月二十六日から同年九月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年八月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 アルク徳山中央店
所在地 周南市花島町一二七の一
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(二九三) 肥料の登録の有効期間の更新

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新しました。

平成二十六年八月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

登録番号	更新年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産者
山口県生 第四八九号	平成二六、 四、二二	炭酸カルシウム 肥料	五三・〇炭酸カ ルシウム肥料	アルカリ分 五三・〇	公定規格のとお り	葉仙石灰株式会社 美祿市伊佐町伊佐三 三六二
山口県生 第四九〇号	五、三〇	〃	肥料用五三・〇 炭酸カルシウム	アルカリ分 五三・〇	〃	宇部市大字小串一九 八五
山口県生 第五一七号	七、二五	消石灰	七〇・〇顆粒消 石灰	アルカリ分 七〇・〇	該当なし	〃
山口県生 第五二七号	五、一	副産石灰肥料	粒状ミネラルG	アルカリ分 四〇・〇	公定規格のとお り	アサヒミネラル工 業株式会社 広島県市昭和町一 一番一号
山口県生 第五四六号	〃 三〇	消石灰	防散消石灰	アルカリ分 六五・〇	該当なし	宇部マテリアルズ 株式会社 宇部市大字小串一九 八五
山口県生 第五五五号	六、九	混合有機質肥料	神協有機一 号	窒素全量 四・〇 りん酸全量 一三・〇 加里全量 一〇・〇	公定規格のとお り	神協産業株式会社 熊毛郡田布施町大字 波野九六二の一
山口県生 第五六六号	三、二五	消石灰	肥料用六五・〇 消石灰	アルカリ分 六五・〇	該当なし	津久見ドロマイト 工業株式会社 大分県津久見市合ノ 元町六番七号

(二九四) 平成二十六年度山口県家畜人工授精師養成講習会の開催

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により、平成二十六年度山口県家畜人工授精師養成講習会を次のとおり開催します。

平成二十六年八月二十六日

- 一 講習会の種別
家畜人工授精に関する講習会
- 二 開催場所

山口県知事 村岡 嗣政

防府市大字牟礼 山口県農林総合技術センター農業研修部

美祢市伊佐町河原 山口県農林総合技術センター畜産技術部

三 開催期間

平成二十六年十一月四日(火曜日)から同年十二月四日(木曜日)まで

四 受講者の定員

十五人

五 講習に係る家畜の種類

牛

六 講習科目

実習	学科		区 分
	専門科目	一般科目	
家畜の飼養管理 工授精	生殖器解剖	畜産概論	科 目
	繁殖生理	家畜の栄養	
家畜の審査	精子生理	家畜の飼養管理	科 目
	種付けの理論	家畜の育種	
生殖器解剖	発情鑑定	関係法規	科 目
	精液精子検査法		
人			

七 受講申込書の提出期限

平成二十六年十月三日(金曜日)

八 受講の手続

講習を受けようとする者は、受講申込書を住所地を管轄する家畜保健衛生所の長を経由して知事に提出すること。

九 受講者の決定

受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。

十 受講手数料

一万八千四百十円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の所定の欄に貼ること。

この収入証紙には、消印をしないこと。

十一 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口市滝町一番一号 山口県農林水産部畜産振興課(電話〇八三一九三三―三四三四)又は最寄りの家畜保健衛生所にするこ

(二九五) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、中国四国防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十六年八月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

岩国市旭町

三 作業の期間

平成二十六年七月十七日から同年八月二十九日まで

(二九六) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十六年八月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市潮音町一丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

下松市北斗町六番一〇号

株式会社朋友商事

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市大字末武上字久保田

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号

株式会社コスモス薬品

(二九七) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十六年八月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

(一) 物品等の名称及び数量

財務会計システム用機器 一式

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

平成二十七年三月六日から平成三十四年七月五日までの間

(四) 使用場所

山口県総合企画部情報企画課及び山口県会計管理局会計課

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十五年山口県告示第二百六十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十六年山口県告示第六十号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(五) 平成二十六年八月二十六日から同年十月七日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受け

ていないこと。

(六) 平成二十一年四月一日から平成二十六年八月二十六日までの間に、国又は地方公共団体(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人を含む。)に一に掲げる物品等又はこれに類似する物品等を納入した実績を有していること。

(七) 県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者(当該者から再委託を受けた者を含む。)でないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県会計管理局会計課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県会計管理局会計課

(三) 受領期限

平成二十六年十月三日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十六年十月七日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局第一号会議室

(二) 日時

平成二十六年十月七日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十一年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否
要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成二十六年九月八日午後五時十五分までに山口県会計管理局会計課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成二十六年九月十六日までに発送する。

- 1 入札参加資格確認申請書
- 2 納税証明書
- 3 一に掲げる物品等又はこれに類似する物品等を納入した実績について記載した書面

(五) 契約保証金
免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成二十六年九月三十日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三三三九六〇）に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県会計管理局会計課（電話〇八三一九三三三三九三〇）に問い合わせること。

十一 Summary

- (1) Division in charge of the contract: Accounting Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the products to be leased: A set of financial accounting system machinery
- (3) Term of use: From March 6, 2015 to July 5, 2022
- (4) Place of use: Information Technology Planning Division, General Planning Department and Accounting Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government

- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Accounting Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-9333-3930)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., October 3, 2014 (If brought in person: 11:00 A.M., October 7, 2014)

(二九八) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十六年八月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量
警察情報ネットワーク端末装置 三百六十四台
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成二十六年八月一日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
中国芝浦電子株式会社 山口市宝町一番七六号
- 六 落札金額
三千三十一万五千六百円
- 七 入札公告日
平成二十六年六月二十日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
 - (二) 調達方法
購入
 - (三) 落札方式
最低価格

公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十六年八月二十六日

山口県知事 村岡 副政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

遺失物管理システム 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十六年七月二日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

東京センチュリーリース株式会社 東京都千代田区神田練塀町三番地

六 落札金額

三千百八十二万九千七百六十円

七 入札公告日

平成二十六年五月二十三日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 副政

(二) 調達方法

借入れ

(三) 落札方式

最低価格

